

# 建物総合損害共済業務規程

〔全部改正〕 平成26年5月16日

〔一部改正〕 平成27年1月23日

〔一部改正〕 令和2年1月31日

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 災害共済金の支払（第5条—第14条）
- 第3章 共済委託契約（第15条—第24条）
- 第4章 委託割合条件付実損てん補特約（第25条・第26条）
- 第5章 共済委託団体の義務（第27条—第30条）
- 第6章 時効（第31条）
- 第7章 代位（第32条・第33条）
- 第8章 補則（第34条・第35条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、業務方法書第3条第1項の規定に基づき本会が行う相互救済事業のうち、建物等の偶然の事故による損害に対する共済事業について、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- （1） 共済の目的 本会が損害に対し災害共済金を支払う対象となる物件をいう。
- （2） 建物 土地に定着し、屋根及び柱又は壁を有する構築物をいう。
- （3） 工作物 建物以外の用途に用いられる屋外の構築物をいう。
- （4） 動産 不動産以外の有体物であって、前2号に收容されている動産（收容動産）と屋外に常置されている動産（屋外動産）をいう。
- （5） 再調達価額 共済の目的である建物と同一の構造、質、用途、規模のものを再築又は再取得するのに要する額をいい、本会が別に定める算出方法によ

り算出した額をいう。

(6) 共済目的見積価額 共済の目的が工作物である場合は当該工作物を構築したときの価額をいい、動産である場合は当該動産を取得したときの価額をいう。

(7) 災害共済金 本会が支払いの責任を負う損害が生じたときに、共済委託団体に対して支払う金銭をいう。

(8) 共済責任額 共済の目的に災害による損害が生じ、本会が支払いの責任を負う場合における災害共済金の支払い最高限度額をいう。

(9) 共済基金分担金 共済委託契約に基づいて算出された共済委託団体の負担金をいう。

(10) 構造級別 共済基金分担金基率表(別表)に定める建物等の構造に応じた区分のことをいう。

(11) 主要構造部 建物の構造上重要である外壁、柱、床、はり、屋根又は小屋組みをいう。

(共済の目的の範囲)

第3条 本会がこの規程により損害に対する災害共済金の支払いを行う共済の目的の範囲は、次の各号に掲げるものとし、団体は、その所有、管理又は使用する共済の目的を、本会に委託することができる。

(1) 建物

(2) 工作物

(3) 動産

2 建物が共済の目的である場合には、畳、建具その他の従物及び電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消防、汚物処理等の設備並びに煙突、昇降機、避雷針その他の付属設備を含む(当該建物の建築時点よりも後に設置されたものを含む)。

3 工作物が共済の目的である場合には、当該工作物と一体となっている機械設備を含む。

4 次に掲げるものは、第1項の規定にかかわらず、共済の目的とすることができる。

ない。

- (1) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、美術館、博物館等の陳列品を除く。
- (2) 動物、植物の類
- (3) 船舶、航空機の類。ただし、博物館等の陳列品を除く。
- (4) 自動車及びその付属品について生じた損害をてん補する共済又は保険に加入している自動車
- (5) その他本会が共済の目的として不相当と認める物  
(共済の目的の価額)

第4条 共済の目的の価額は、建物である場合は再調達価額とし、工作物及び動産である場合は共済目的見積価額とする。ただし、この価額によりがたい場合は、共済委託申込時に本会と協議して定める価額とすることができる。

2 共済の目的の価額は、共済委託契約の締結時に定める。

## 第2章 災害共済金の支払

(支払責任)

第5条 本会は、次の各号に掲げる損害（消防又は避難に必要な処置によって生じた損害を含む。以下同じ。）を、この規程の定めるところにより支払う。

- (1) 火災による損害
- (2) 落雷による損害
- (3) 破裂又は爆発による損害
- (4) 建物、工作物又は屋外動産の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害。ただし、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下若しくは飛来による損害又は第7号から第10号までに掲げる損害を除く。
- (5) 車両（その積載物を含む。）の衝突又は接触による損害
- (6) 騒じょう若しくは労働争議又はこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行による損害
- (7) 破壊行為による損害
- (8) 風災又は水災による損害。ただし、第10号に掲げる損害を除く。

(9) 雪災による損害

(10) 土砂崩れによる損害

2 前項第4号から第10号までに掲げる損害については、1回の事故により生じた損害の額が5万円以上の場合に限り、災害共済金を支払う。

(支払うべき損害の額)

第6条 共済の目的に損害が発生した場合において、本会が支払うべき損害の額は、次に掲げる価額により定める。

(1) 共済の目的が建物であるときは、損害が生じた年度の委託契約における再調達価額によって定める。

(2) 共済の目的が工作物又は動産であるときは、共済目的見積価額によって定める。

(支払額の計算)

第7条 共済の目的に損害が発生した場合に本会が支払う金額は、次の各号に掲げる計算により算定する。

(1) 共済の目的が建物である場合の支払額は、復旧（共済の目的の機能を回復すること。以下同じ。）の費用（別に定める復旧するために支出した費用を含む。以下「復旧費」という。）とする。

(2) 共済の目的が建物であって復旧しないとき及び共済の目的が工作物である場合は、復旧費から復旧費に別表第7に定める経年減価率（1年）を乗じて算出した額を控除した残額とする。

(3) 共済の目的が動産である場合は、復旧費から復旧費に耐用年数15年、最終残価率20%、経年減価率5.3%（年）の定額法による経年減価率を乗じて算出した額を控除した残額とする。

2 前項の規定により支払額を決定する場合において、残存物があるときは、その価額を控除する。

3 前2項の規定による支払額は、共済責任額又は前条の本会が支払うべき損害のいずれか低い額をもって限度とする。この場合において、物理的又は技術的に復旧が不可能と本会が認めたときは、共済の目的が建物であるときは共済責任額と

し、共済の目的が工作物又は動産であるときは、共済目的見積価額とする。

- 4 第1項及び第2項の規定により支払額を計算する場合において、共済責任額が共済の目的の価額に達しないときは、共済責任額の前条に規定する本会が支払うべき損害の額に対する割合により、支払額を決定する。

(支払限度額)

第8条 共済の目的に第5条第1項第3号、第9号又は第10号に掲げる損害が発生した場合の支払額は、1回の事故につき2億円を超えないものとする。ただし、別表第4に定める住宅物件基率を適用するものに第5条第1項第3号に掲げる損害が発生した場合は、この限りでない。

- 2 共済の目的に第5条第1項第8号に掲げる損害が発生した場合の支払額は、この規程に定める他の支払額に関する規定（本条第4項及び第5項の規定を除く。）により計算した額の100分の50に相当する額とする。ただし、1回の事故につき2億円を超えないものとする。
- 3 本会の同一事業年度内に発生した第5条第1項第8号に掲げる損害に対し本会が共済委託団体に対して支払う金額の総額は、前年度末現在における一般正味財産の額の100分の20に相当する額（以下「同一事業年度内発生事故支払限度額」という。）を限度とする。
- 4 本会の同一事業年度内に発生した第5条第1項第8号に掲げる損害に係る第2項の規定により計算した支払額の合計額（以下「同一事業年度内発生事故支払合計額」という。）が前項の同一事業年度内発生事故支払限度額を超えることとなる場合においては、当該年度内に発生した第5条第1項第8号に掲げる損害に係る支払額は、第2項の規定により計算した支払額に同一事業年度内発生事故支払合計額に対する同一事業年度内発生事故支払限度額の割合を乗じて得た額とする。
- 5 年度の中途において、第5条第1項第8号に掲げる損害について明らかに前項の規定の適用が予測されるに至ったときは、同項の規定による支払額が確定するまでの間、理事長は、その後の支払の方法等について別に定めることができる。
- 6 同一事業年度内発生事故支払合計額が同一事業年度内発生事故支払限度額を超える場合において、第4項の規定により計算した支払額が確定したときは、その

確定前に第2項又は前項の規定により既に支払われた額と確定した支払額との差額を精算する。

(他の契約がある場合の支払額)

第9条 共済の目的につき1の共済委託契約と同時に、又は時を異にして締結された他の共済契約又は保険契約（損害支払額の算出に関し当該共済委託契約と約定を異にする契約を含む。）がある場合において、それぞれの契約につき他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、本会は次に定める額を支払額として決定する。

(1) 他の共済契約又は保険契約から共済金又は保険金が支払われていない場合は、第7条及び第8条の規定により算出した額

(2) 他の共済契約又は保険契約から共済金又は保険金が支払われた場合は、損害額から他の共済契約又は保険契約から支払われた共済金又は保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、前号により算出した額を限度とする。

(第三者が負担した額がある場合の支払額)

第10条 共済の目的に生じた損害のうち、第三者が負担すべき金額で既に共済委託団体が回収したもの（以下「回収金」という。）がある場合に、回収金により共済委託団体の損害額が全額支払われたときは、本会は災害共済金を支払わない。この場合において、回収金の額が共済委託団体の自己負担額を超えるときは、本会は第7条及び第8条に規定する支払額からその超えた額を差し引いて支払額を決定する。

2 前項の自己負担額とは、復旧費から第7条及び第8条に規定する支払額を差し引いた額をいう。この場合において、復旧費は第6条に規定する本会が支払うべき損害の額を限度とする。

(損害支払後の共済責任額)

第11条 第7条及び第8条の規定により損害に対する災害共済金を支払った場合において、その損害発生後の共済期間における本会の損害支払責任の額は、災害共済金を支払う前の共済責任額とする。

(共済委託契約の終了)

第12条 第7条及び第8条の規定により1回の事故につき本会の支払うべき金額が共済責任額以上のとき、又は第5条第1項に規定する事故により共済の目的が滅失したときは、共済委託契約は当該事故の発生した時に終了する。

(免責)

第13条 本会は、次の各号に掲げる損害に対しては、災害共済金を支払わない。

- (1) 共済委託団体の長若しくは業務執行機関又はこれらの者を補助する者の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害
- (2) 共済の目的のはっ酵若しくは自然発熱又は共済の目的に加えられた加熱若しくは乾燥作業によって生じた損害
- (3) 共済の目的の紛失又は盗難による損害
- (4) 学校施設の建物、工作物及び動産並びに別表第3に定める住宅物件基率を適用する建物、工作物及び動産のガラスのみについて生じた損害。ただし、火災による損害を除く。
- (5) 鉄道車両又は自動車共済の目的である場合において、当該鉄道車両又は自動車につき生じた第5条第1項第5号に掲げる損害
- (6) 屋外動産の内部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊により屋外動産内の動産について生じた損害
- (7) 共済の目的の破損を伴わない雨漏り、雨、風等による吹き込み損害又は台風等による塩害

2 本会は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した火災等の事故が延焼又は拡大して生じた損害及び発生原因がいかなる場合でも火災等の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して生じた損害を含む。）に対しては、災害共済金を支払わない。

- (1) 戦争、暴動その他の事変又はテロ行為
- (2) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故

(損害の調査)

第14条 本会は、共済の目的に事故が発生したときは、損害状況等について調査することができる。

### 第3章 共済委託契約

(共済委託の手続)

第15条 本会に共済を委託しようとする団体は、毎共済期間、共済の目的ごとにその名称、用途、構造、延床面積及び共済責任額その他の必要事項を記載した共済委託申込書を共済期間始期日の前日までに提出して、本会の承認を得なければならない。

2 本会は、委託されようとする共済の目的に損害の発生する危険が著しく大きく、共済委託団体の負担の衡平を損うおそれがあると認めるときは、共済責任額を制限し、又は前項の規定による承認をしないことができる。

3 本会は、前2項の規定による承認をしたときは、共済の目的ごとにその承認事項を記載した共済委託申込承認証を発行する。

(予託申込み)

第16条 本会に共済を委託しようとする団体は、前条第1項の規定にかかわらず、共済委託申込書を提出する前にあらかじめ書面による共済を委託しようとする意思表示(以下「予託申込み」という。)を行うことができる。

2 本会は、前項の予託申込みを受理したときは、共済委託契約が成立したものとすることができる。ただし、本会は共済期間の開始日から30日を経過しても、共済委託団体から共済委託申込書が提出されないときは、当該共済委託契約を取り消すことができる。

3 予託申込みは、共済の目的ごとにその名称、用途、構造、延床面積、共済責任額、共済期間及び予託申込日を明記しなければならない。

(共済期間)

第17条 共済期間は、1年とする。ただし、本会が認めた場合は、1年を超える期間又は1年未満の期間を共済期間とすることができる。

2 本会の共済責任は、共済委託申込承認証に記載された共済期間の初日の午前0



時に始まり、最終日の午後12時に終わる。

(共済基金分担金)

第18条 共済委託団体は、毎共済期間、本会に対し、本会の承認した日から45日以内（以下「共済基金分担金の払込期日」という。）に共済基金分担金を支払わなければならない。

2 前項に規定する共済基金分担金の額は、本会の承認した共済責任額に応じ、別表に定める共済基金分担金基率によって算出した額とする。

3 前項の場合において、前条第1項ただし書の規定による契約の場合の共済基金分担金の額は、月割計算の方法によって算出する。

4 本会は、共済基金分担金の払込期日までに共済委託団体から共済基金分担金が払い込まれない場合は、当該共済委託契約を共済期間の初日から取り消すことができる。

5 本会は、共済期間開始後であっても、共済基金分担金の払込期日までに共済基金分担金が払い込まれない場合は、その間に発生した災害共済金を支払うべき事故による損害に対し、災害共済金を支払わない。ただし、やむを得ないものとして理事長が認めた場合はこの限りでない。

(取消)

第19条 同一の共済の目的に対する共済委託申込が本会に対し重複して行われ、共済委託契約を締結した場合には、共済委託団体は本会に対する書面による通知をもって、この共済委託契約を取り消すことができる。この場合において、本会は既に収納した共済基金分担金を返戻する。

(失効)

第20条 共済委託契約締結後において、次の各号のいずれかの事実が発生した場合は、当該共済委託契約は失効する。この場合において、共済委託団体は、本会に対し速やかに書面による通知をしなければならない。

(1) 共済の目的が本会の担保しない事由により滅失したとき。

(2) 第3条第1項に規定する共済の目的の範囲に該当しなくなったとき。

2 前項の場合において、本会は、その事実が発生したときを共済期間の終期（失

効日)とし、既に収納した共済基金分担金から既経過期間について月割計算の方法によって算出した金額を差し引いた額を返戻する。ただし、その事由が発生したときが明らかでない場合は、本会は通知を受けた日を失効日とする。

- 3 本会は、第1項に規定する事由により共済委託契約の失効日後に発生した損害に対して災害共済金を支払わない。この場合において、本会が既に災害共済金を支払っていたときは、共済委託団体は、その全額を返還しなければならない。

(解除)

第21条 共済委託団体は、本会に対する書面による通知をもって、この共済委託契約を解除することができる。

- 2 前項の場合において、本会は、既に収納した共済基金分担金から既経過期間に対し月割計算の方法によって算出した金額を差し引いた額を返戻する。

(異動)

第22条 共済委託契約締結後において、共済委託の内容に変更が生じた場合は、共済委託団体は本会に対する書面による通知をもって、共済委託契約を異動することができる。この場合、本会は通知を受けた日を異動日とする。ただし、その事実が発生した日を共済委託団体が証明でき、かつ、共済責任額の増加を伴わない場合は、その事由が発生した日を異動日とする。

- 2 前項の共済委託契約の異動により、共済基金分担金の増加が生じた場合は、共済委託団体は本会に追加の額を支払い、共済基金分担金の減少が生じた場合は、本会は遅滞なく共済委託団体に月割計算の方法によって算出した額を返戻する。

(異動の予託申込み)

第23条 共済委託契約締結後において、共済責任額の増額を行う場合は、共済委託団体は、共済委託異動申込書を提出する前にあらかじめ書面による共済委託契約を異動しようとする意思表示(以下「異動の予託申込み」という。)を行うことができる。

- 2 本会は、前項の異動の予託申込みを受理したときは、共済委託契約の異動承認をしたものとする。ただし、異動日から30日を経過しても、共済委託団体から共済委託異動申込書が提出されないときは、本会は、当該異動承認

を取り消すことができる。

- 3 異動の予託申込みは、共済の目的ごとにその異動日、異動内容及び異動の予託申込日を明記しなければならない。

(契約の訂正)

第24条 共済委託契約締結後において、共済委託契約に誤りがある場合は、共済委託団体は、本会に対する書面による通知をもって、共済責任額の増額を除く共済委託契約を訂正することができる。この場合、本会は契約期間始期日を訂正日とする。

- 2 前項の共済委託契約の訂正により、共済基金分担金の増加が生じた場合は、共済委託団体は本会に追加の額を支払い、共済基金分担金の減少が生じた場合は、本会は遅滞なく共済委託団体に既に収納した共済基金分担金を返戻する。

#### 第4章 委託割合条件付実損てん補特約

(特約の目的)

第25条 共済委託団体は、別表第2に定める1級構造建物（装置又は据付機械を含む。）を共済の目的として委託する場合には、委託割合条件付実損てん補の特約をすることができる。ただし、装置又は据付機械のみを特約の対象とすることはできない。

- 2 前項の場合において、共済責任額は、共済の目的の価額に対する別表第5 特別基率表に定める割合に相当する額によって定める。

(支払額)

第26条 前条の特約に係る共済の目的に損害が発生した場合において、共済責任額が共済の目的の価額の約定割合に相当する額であるときは、本会は、第7条第4項の規定にかかわらず、共済責任額を限度として、損害額の全額を支払う。ただし、建物を復旧しない場合は、本文の支払額について、第7条第1項の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、共済責任額が共済の目的の価額の約定割合に相当する額に達していないときは、本会は、共済の目的の価額の約定割合に相当する額に対する共済責任額の割合により、支払額を決定する。

## 第5章 共済委託団体の義務

### (管理上の義務)

第27条 共済委託団体の長若しくは業務執行機関又はこれらの者を補助する者は、共済の目的に生ずる危険を未然に防止するよう努めなければならない。

### (通知義務)

第28条 共済委託契約締結後において、次の各号に掲げる事実が発生した場合は、共済委託団体は、遅滞なくその事実を証明する資料を添付し、その旨を書面をもって本会に通知しなければならない。

- (1) 共済の目的が本会の担保しない事由により滅失したとき又は第3条第1項に規定する共済の目的の範囲に該当しなくなったとき。
- (2) 共済の目的に構造級別又は用途の変更が発生したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、共済委託申込承認証の記載事項を変更すべき事実が発生したとき。

2 正当な理由がなくして前項の規定に違反したときは、本会は、災害共済金を支払わない。

### (事故発生時の義務)

第29条 共済の目的に事故が発生したときは、共済委託団体の長若しくは業務執行機関又はこれらの者を補助する者は、次の各号に掲げる事項を履行しなければならない。

- (1) 損害の拡大の防止及び軽減に努めること。
- (2) 共済の目的の名称、事故発生の日時、事故発生の状況及び損害の程度を遅滞なく本会に通知すること。
- (3) 第三者から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全又は行使について必要な手続きをすること。

2 正当な理由がなくして前項各号の規定に違反したときは、本会は、災害共済金を支払わず、又はその一部を減額することができる。

### (復旧義務)

第30条 共済委託団体は、共済の目的である建物の損害を復旧するものとして災

害共済金の支払を受けた場合は、その損害発生の日から2年以内に、その共済の目的と同一の構造及び用途の建物を復旧しなければならない。ただし、法令による制限その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ本会の承認を経て、復旧の時期及び復旧する建物の構造を変更することができる。

## 第6章 時効

(時効)

第31条 共済委託団体の災害共済金を請求する権利及び共済基金分担金の返還を請求する権利は、3年間行わないときは、時効によって消滅する。

2 前項の共済委託団体の権利の消滅時効の起算日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 災害共済金を請求する権利 第5条に規定する損害が発生した日の翌日

(2) 共済基金分担金の返還を請求する権利 返還請求権が発生した日

3 共済委託団体は、第1項に定める災害共済金を請求する権利を時効の到来までに行使することができない場合には、本会に書面による通知をもって時効の更新申請を行うことができる。

## 第7章 代位

(請求権の代位)

第32条 本会は、本規程に従って災害共済金を支払ったときは、その支払った災害共済金を限度として、かつ、共済委託団体の権利を害さない範囲で、共済委託団体がその損害につき第三者に対して有する権利を代位取得する。

2 前項の権利について、共済委託団体が市営住宅等の居住者に対して有する権利を本会が取得したときは、本会はこれを行使しない。ただし、当該居住者の故意又は重大な過失によって生じた損害に対し災害共済金を支払った場合は、この限りでない。

(残存物の帰属)

第33条 本会が本規程により災害共済金を支払った場合における共済の目的の残存物の所有権は、本会が取得する旨の意思を表示しない限り、本会に移転しないものとする。

## 第8章 補則

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行の細則)

第35条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の建物総合損害共済業務規程の規定は、施行日以後に共済期間の始まる共済委託契約に適用し、この規程による改正前の建物総合損害共済業務規程に基づいて締結した共済委託契約で、施行日以後に共済期間の満了するものについては、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の建物総合損害共済業務規程の規定は、施行日以後に共済期間の始まる共済委託契約に適用し、この規程による改正前の建物総合損害共済業務規程に基づいて締結した共済委託契約で、施行日以後に共済期間の満了するものについては、なお従前の例による。

## 別 表

# 建物総合損害共済基金分担金基率表

### 第1 基率区分

- 1 基率は、基本基率及び特別基率とする。
- 2 基本基率は、一般物件基率及び住宅物件基率に区分し、かつ、それぞれを適用すべき建物等の構造級別に応じ3種に区分する。
- 3 特別基率は、委託割合条件付実損てん補特別基率とする。

### 第2 共済の目的の構造級別と適用

- 1 建物は、その構造に応じ次の3種に区分し、当該構造級別の基率を適用する。

#### (1) 1級構造建物

1級構造建物とは、次のいずれかに該当する建物をいう。

ア コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、石造建物、煉瓦造建物又は鉄骨造建物で、当該建物の主要構造部のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組及び外壁のすべてが不燃材料（行政庁が認定をしたもの。以下同じ。）で造られたもの

イ 土蔵造建物（外壁の厚さが15cm以上で、すべての開口部に防火戸を備えたものに限る。）

ウ 上記のほか、代表理事が特に認めた建物

#### (2) 2級構造建物

2級構造建物とは、次のいずれかに該当する建物をいう。

ア コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、石造建物、煉瓦造建物又は土蔵造建物で、当該建物の主要構造部のうち、屋根及び外壁のすべてが不燃材料で造られたもの

イ 鉄骨造建物で、柱、はり及び小屋組が裸鉄骨又は鋼管で組み立てられ、屋根及び外壁のすべてが不燃材料で造られ又は被覆されたもの

ウ 上記のほか、代表理事が特に認めた建物

### (3) 3級構造建物

3級構造建物とは、その構造が前2号に掲げる構造のいずれにも該当しない建物をいう。

- 2 一つの建物（建物の主要構造部のうち、柱、はり、小屋組、外壁及び屋根のいずれをも独立して具備したものをいう。以下同じ。）が構造級を異にする2以上の部分からなるときは、そのうちの劣等級を、建物を増築した場合には当該増築建物の構造級を、及び建物付属設備を新たに設けた場合には付属する建物の構造級をそれぞれ適用する。
- 3 工作物の構造級別は、建物の構造級別に準ずる。
- 4 動産の構造級別は、次のとおりとする。
  - (1) 収容動産は、収容されている建物又は工作物と同じ構造級を適用する。
  - (2) 屋外動産は、その材質が不燃性のものは2級構造とし、その他のものは3級構造とする。

## 第3 基本基率の適用

- 1 基本基率の適用については、共済の目的の構造級別に応じ、それぞれ当該級別の基率を適用する。
- 2 一般物件基率は、住宅物件基率を適用されない建物、工作物及び動産に適用する。
- 3 住宅物件基率は、市営住宅その他単に人の住居のみに使用される建物のほか、その一部に店舗、事務所等が併設される住宅用建物（1棟の建物に占める店舗、事務所等の延床面積の割合が100分の50未満のもの）又は居住者が使用する目的で設置された物置等の付属建物及び住宅付属工作物並びに当該建物内に収容されている動産に適用する。
- 4 建築中の建物又は空家等の建物は、その建物の用途によりそれぞれ当該物件基率を適用する。

## 第4 基本基率表

この表に掲げる基率は、共済期間1年、共済責任額1万円に対するものとする。



(単位：円)

地 区	一 般 物 件 基 率			住 宅 物 件 基 率		
	1 級	2 級	3 級	1 級	2 級	3 級
北 海 道 地 区	0.22	0.86	3.82	1.04	1.89	2.63
東 北 地 区	0.24	1.05	3.58	0.98	2.40	2.41
関 東 地 区	0.31	1.11	3.09	0.92	2.40	2.40
北 信 地 区	0.31	1.11	3.09	1.08	2.70	2.70
東 海 地 区	0.34	1.71	3.29	1.28	1.93	2.18
近 畿 地 区	0.28	1.25	2.77	0.95	2.34	3.29
中 国 地 区	0.27	1.47	2.92	1.28	2.39	2.84
四 国 地 区	0.27	1.47	2.92	1.15	2.40	2.40
九 州 地 区	0.44	1.71	4.35	1.12	2.70	2.70

(備考) この表中「地区」とは、理事会が別に定める各地区事務局の所管する都道府県単位の区域を指すものとし、共済の目的に適用する基率は、共済委託団体が属する地区の基準による。

## 第5 特別基率表

第25条第1項の規定により委託割合条件付実損てん補特約をする場合の共済期間1年、共済責任額1万円に対する共済基金分担金基率は、第4 基本基率表に掲げる基率に、次表に掲げる係数を乗じて得たものとする。

共済の目的の価額 に対する委託割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%
係 数	2.4	2.0	1.7	1.5	1.35	1.2

## 第6 共済基金分担金の計算及び端数処理について

### 1 共済基金分担金の計算

#### (1) 総則

- イ 共済基金分担金は、共済の目的ごとに算出する。
- ロ 共済基金分担金は、共済責任額に基本基率を乗じて算出する。

ハ 計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。ただし、計算の結果、1円に満たない額の共済基金分担金となった場合は、共済基金分担金は1円とする（最低共済基金分担金額）。

(2) 共済の委託期間が1年の場合

$$\text{共済基金分担金} = \text{共済責任額} \times \text{基本基率} \times \frac{12\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}}$$

(3) 共済の委託期間が1年を超える又は1年に満たない場合

$$\text{共済基金分担金} = \text{共済責任額} \times \text{基本基率} \times \frac{\text{共済期間}}{12\text{ヵ月}}$$

共済期間は1ヵ月を単位とする月割りとする。

(4) 委託割合条件付き実損てん補特約をする場合

$$\text{共済基金分担金} = \text{共済責任額} \times \text{基本基率} \times \text{係数} \times \frac{\text{共済期間}}{12\text{ヵ月}}$$

## 2 共済期間中における共済基金分担金の返戻金又は追加支払額の計算

(1) 用語の定義

イ 当初共済基金分担金 前項により計算した共済基金分担金。ただし、共済期間の中途において異動又は契約の訂正手続きをしている場合は、異動後又は契約の訂正後の契約内容によって算定された共済基金分担金

ロ 新共済基金分担金 異動日を共済期間始期日として前項により計算した共済基金分担金

ハ 既経過期間 共済期間始期日の午前0時から失効日、解除日又は異動日の午後12時までの期間（月数）をいう。

ニ 未経過期間 当初共済期間のうち、異動日の午前0時から共済期間終期の午後12時までの期間（月数）をいう。

(2) 第20条失効の場合

共済基金分担金の返戻額

$$= \text{当初共済基金分担金} - \text{既経過分共済基金分担金} (*)$$

\* 既経過分共済基金分担金は、失効日を共済期間の終期として月割計算の方法により次のとおり算出する。

$$\text{既経過分共済基金分担金} = \text{当初共済基金分担金} \times \frac{\text{既経過期間}}{\text{共済期間}}$$

(3) 第21条解除の場合

共済基金分担金の返戻額

$$= \text{当初共済基金分担金} - \text{既経過分共済基金分担金} (*)$$

\* 既経過分共済基金分担金は、解除日を共済期間の終期として月割計算の方法により次のとおり算出する。

$$\text{既経過分共済基金分担金} = \text{当初共済基金分担金} \times \frac{\text{既経過期間}}{\text{共済期間}}$$

(4) 第22条異動の場合

イ 共済基金分担金が増加する場合

共済基金分担金の追加支払額

$$= (\text{新共済基金分担金} - \text{当初の共済基金分担金}) \times \frac{\text{未経過期間}}{\text{共済期間}}$$

\* 危険の増加（構造級別の変更・共済責任額の増額・基率区分の変更等）に伴い、上記計算を行った結果、新共済基金分担金と当初共済基金分担金と同額になる場合でも1円を追加支払額とする。

ロ 共済基金分担金が減少する場合

共済基金分担金の返還額

$$= (\text{当初共済基金分担金} - \text{新共済基金分担金}) - \left\{ (\text{当初共済基金分担金} - \text{新共済基金分担金}) \times \frac{\text{既経過期間}}{\text{共済期間}} \right\}$$

\* { } の計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

(5) 第24条契約の訂正の場合

イ 共済基金分担金が増加する場合

共済基金分担金の追加支払額

$$= \text{新共済基金分担金} - \text{当初共済基金分担金}$$

ロ 共済基金分担金が減少する場合

共済基金分担金の返還額

$$= \text{当初共済基金分担金} - \text{新共済基金分担金}$$

## 第7 建物経年減価率表

この表は、適切な維持、管理がなされている標準的建物（城郭その他の歴史的建造物、仮設若しくは取りこわし予定の建物又は損耗の著しい建物を除く。）に適用する。

構造級	建物構造	適用建物	推定耐用年数	経年減価率（1年）
1級	主要構造部のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、	コンクリート造建物のうち鉄骨鉄筋コンクリート造建物、鉄筋コンクリート造建物、鉄骨コンクリート造建物	80年	1.0%
	屋根、小屋組及び外壁のすべてが不燃材料で造られたもの	上記以外のコンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、石造建物、煉瓦造建物、鉄骨造建物	70年	1.1%
	外壁の厚さが15cm以上で、すべての開口部に防火戸を備えたもの	土蔵造建物		
2級	主要構造部のうち、屋根及び外壁のすべてが不燃材料で造られたもの	建物構造が1級構造に該当しないコンクリート造、コンクリートブロック造、石造、煉瓦造又は土蔵造の建物	60年	1.3%
	柱、はり及び小屋組が裸鉄骨又は鋼管で組み立てられ、屋根及び外壁のすべてが不燃材料で造られ又は被覆されたもの	建物構造が1級構造に該当しない鉄骨造建物	53年	1.5%
3級	建物構造が1級構造、2級構造のいずれにも該当しないもの	木造建物その他	45年	1.8%

備考 推定耐用年数を経過した建物の残価率は、20%とする。